

い。

第十條 この法律中任用に関する規定がある官職について適用されることとなつた場合においては、任命権者は、人事行政上必要があると認める範囲内において、その時から三年内を限り、その官職の職員について、第六十條第一項に規定する制限にかかわらず、臨時的任用を行うことができる。

前項の職員は、同項の三年の期間が満了したときは、当然失職するものとする。

第十一條 総理廳又は各省の外局又は内局の長及び次長その他これらに準ずべき官職で、人事院規則で指定するものについて、この法律中任用に関する規定が適用されることとなつたときは、その際現にその官職についている者は、その際前條の規定による臨時的職員に任命されたものとみなす。

第十二條 第九十九條の規定は、従前職員であつた者で同條の規定施行前退職した者についても、これを適用する。

第十三條 外交官、領事官その他在外職員、学校教員、裁判所の職員、その他の一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一條の精神に反するものであつてはならない。

第十四條 この法律の各規定施行又は適用の際、現に効力を有する職員に関する法令の規定の改廃及びこれらの規定の適用を受ける者にこの法律の規定を適用するについて、必要な經過的特例その他の事項は、人事院規則でこれを定める。

四 国家公務員法の成立

43 国家公務員法

国家公務員法をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十二年十月二十一日

内閣総理大臣 片山

哲

法律第二十号

国家公務員法目次

第一章 総則

第二章 人事委員会

第三章 官職の基準

第一節 通則

第二節 職階制

第三節 試験及び任免

第一款 通則

第二款 試験

第三款 任用候補者名簿

第四款 任用

第五款 休職、復職、退職及び免職

第四節 給與

42 総理大臣よりフーバー氏宛挨拶状案 (三、八二六)

国家公務員法案に関する日本政府案は、七月五日付貴殿宛書信に申述べた通り七月末日総司令部政治部宛提出されたが其の後政治部係官と種々折衝の結果茲に全く意見の一致を見議会提案の運びに至つた。

茲に決定を見た法案は貴殿提示の原案と細部に於て變つた所があるが、其の根本原則は全く同じものであつて、法案が成立の上は、貴案に盛られた精神に副ひ之を運営する積りである。而して之に依り我が國の国家公務員制度は劃期的に一新せられ憲法に規定せられる全体の奉仕者としての公務員制度が確立されることを信じて疑はない。自分は此の機会に貴殿及貴殿が長として派遣せられた顧問團が日本政府に対し寄せられた厚意ある助言と指導とに対し満腔の謝意を表すると共に尙將來に於ける援助を懇請するものである。

終りに臨み遙かに貴殿の健康を祈ると共に、再來朝の日の一日も早からんことを希望する。

第一款 給與準則
第二款 給與の支拂

第五節 能率

第六節 分限、懲戒及び保障

第一款 分限

第二款 懲戒

第三款 保障

第一目 勤務條件に関する行政措置の要求

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

第三目 公務傷病に対する補償

第七節 服務

第八節 退職者に対する恩給

第四章 罰則

附則

国家公務員法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、国家公務員(この法律で国家公務員には、國會議員を含まない。)たる職員について適用すべき各般の根本基準を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を発揮し得るよう、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、

以て國民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

(一般職及び特別職)

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の國家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 内閣官房長官
- 四 内閣官房次長
- 五 法制局長官
- 六 各省政務次官
- 七 各省次官
- 八 各省參與官
- 九 建設院の長及び終戦連絡中央事務局の長
- 十 内閣総理大臣秘書官(三人以内)及びその他の秘書官(國務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人)
- 十一 任命について國會又はその両院若しくは一院の選挙、議決又は同意によることを必要とする職員
- 十二 現業廳、公團その他これらに準ずるもの職員で、法律又は人事委員会規則で指定するもの
- 十三 顧問、參與、委員その他これらに準ずる職員で、法律又は人事委員会規則で指定するもの
- 十四 單純な勞務に雇傭される者



(人事委員)

第五條 人事委員は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する年齢三十五年以上の者の中から両議院の同意を経て、内閣が、これを任命する。

人事委員の任命については、衆議院が同意して參議院が同意しない場合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。

人事委員の任免は、天皇が、これを認証する。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 三 第三十八條第三号又は第五号に該当する者

任命の日以前一年間において、政党の役員であつた者又は任命の日以前一年間において、公選による國若しくは都道府県の公職の候補者となつた者は、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員となることができな

人事委員の任命については、その中の二人が、同一政党に属し、又は同一の大学学部若しくは高等学校における同一学科(学科の区分のない大学については同一学部)を卒業した者となることとなつてはならない。

(宣誓及び服務)

第六條 人事委員は、任命後、人事委員会規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、

十五 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事委員会規則で指定する宮内府のその他の職員

十六 大使及び公使

十七 裁判官並びに最高裁判所長官秘書官(一人)及び裁判所調査官

十八 國會職員

この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。)に、これを適用する。この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

第二章 人事委員会

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、人事委員会を置く。

人事委員会は、左に掲げる事務を掌る。

- 一 職員の職階、任免、給與、恩給その他職員に関する人事行政の総合調整に関する事項
- 二 職員の試験に関する事項
- 三 その他法律に基きその権限に属せしめられた事項

(職員)

第四條 人事委員会に左の職員を置く。

- 人事委員長
- 人事委員 三人
- 事務局長 一人

その他政令を以て定める職員

その職務を行つてはならない。

第三章 第七節の規定は、人事委員にこれを準用する。

(任期)

第七條 人事委員の任期は、四年とする。但し、補欠の人事委員は、前任者の残任期間在任する。

人事委員は、これを再任することができる。但し、引き続き十二年を超えて在任することはできない。

人事委員であつた者は、退職後一年間は、人事委員会の官職以外の官職に、これを任命することができない。但し、人事委員会規則の定める場合においては、この限りでない。

(退職及び罷免)

第八條 人事委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

- 一 第五條第四項各号の一に該当するに至つた場合
- 二 内閣総理大臣の訴追に基き、公開の弾劾手続により罷免を可とする決定された場合
- 三 人事委員として引き続き十二年在任するに至つた場合

前項第二号の規定による弾劾の事由は、左に掲げるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと
- 二 職務上の義務に違反し、その他人事委員たるに適しない非行があること

人事委員の中、二人以上が同一の政党に属することとなつた場合においては、これらの者の中一人以外の者は、内閣が兩議院の同意を経て、これを罷免するものとする。但し、人事委員会規則の定める場合においては、内閣は、ただちに、これを罷免することができる。